

食肉偽装関連2事件

Aは食肉業者であり、B卸売業者等に食肉を継続的に販売していた。Bの精肉部門の仕入れ担当者Cは、長年の食肉処理の知識と技術から、品質の極めて低い肉に脂肪分を混ぜることで高級肉と同程度の味わいを持たせることに成功した。AとCは、結託して、1キロ1000円の肉を1キロ10000円の高級肉と偽装してAがBに販売を持ちかけること、Cの手腕で現金取引にすることで1キロ8000円に値引きすることに成功したことにすること、1キロ当たりの差額はAが2000円、Cが5000円の割合で分けることとした。CがBを代理して、問題の肉を500キロ買い受けた。CはBの代理人としてAに400万円を支払い、Aから肉の引渡しを受けた。Aは受け取った400万円の中から250万円をCに支払った。

Bは得意先の大手スーパーDにこの肉を1キロ当たり12000円で転売して代金を受け取った。Dは6月の大売出しの日、各店舗で食肉祭を開催し、「高級肉通常価格100グラム2500円の品を半額の1250円の超特価で」として売り出し、数日の間にBから仕入れた肉は完売した。実際に販売した肉はDの通常販売価格100グラム120円前後のものであった。その直後に、本件偽装についての匿名の告発があり、関係機関が調査した結果、Aの食肉販売には肉質等級の偽装等の点で「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(牛肉トレーサビリティ法。平成15年法72号)の違反があること、事件がAとCが協力して行ったものであることが判明し、新聞に大きく報道された。

BはCを解雇し、Aに対して、代金400万円の返還又は不法行為に基づく損害350万円(支払った代金と実際の肉の価格差額)の賠償を求めた。Aは、1)牛肉トレーサビリティ法違反があっても本件売買契約は無効ではない、2)仮に本件売買契約が無効だとしても、この偽装取引はCが持ちかけたものであり、Cの行動に責任を持つべき雇主Bが無効を主張するのは信義に反する、3)仮に本件契約が無効であるとしても、Bから受領したのは実質的には150万円にすぎないし、150万円の返還義務があるとしても売った肉の価格相当額50万円の返還請求権があるので両者を相殺して100万円程度になるにすぎない、4)Bは肉をDに転売して600万円の売上げを得ておりBに損害はない、5)Bに損害が発生するとしてもそれはCの行動に責任を持つべき雇主Bが負担するべきであってAに損害賠償を請求するのはおかしい、などと反論している。

一方、Eは、家族の記念日にDから問題の肉800グラムを1万円で購入した消費者で、当日約400グラムを食べた。その直後に新聞報道で肉が偽装されていたことを知り、Dに返品と代金の返還の請求に出かけたが、混乱するDでは適切な対応が取られなかった。そのため、EはDから返金を得られず、かといってもはや肉を食べる気にもなれず、残った400グラムの肉は腐らせてしまった。

BのAに対する請求と、EのDに対する請求の当否を論じなさい。